

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る 重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（重加算税の加重措置）及び消費税法第39条の2第1項（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例）の規定の不適用の特例の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

届出書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けている所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- (2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
	特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせ適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）	「J I I M A認証の有無」の欄には、新たに導入する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアがJ I I M A認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、Peppolインボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載する必要があります。同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載する必要があります。
	(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）	「自己開発・委託開発」の欄には、新たに開発する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェア自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発である場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）	本規定の適用を受ける旨の届出書に記載した事項について、上記1以外の変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
3	その他参考となる事項	その他参考となる事項があれば記載してください。